

施策評価調書

施策名	4-1-1	農業の持続的な発展	施策を取り巻く環境変化	平成22年3月に閣議決定した「食料・農業・基本計画」では、国内の農業は、農業所得の大幅減少や主業農家の減少、後継者不足等が深刻な問題として掲げられました。国内の食料自給率が低迷する中、世界的な農産物価格は高い水準で推移すると予想されました。平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」が実施されました。平成23年3月11日の東日本大震災や原発事故による放射能汚染、風評被害等により本町の農業情勢も厳しい状況となりました。 《国内参考データ》農業所得の減少6.1兆円(H2)→3.3兆円(H19)、主業農家の減少82.0万戸(H2)→34.5万戸(H21)、耕作放棄地の増大21.7万ha→38.6万ha(H17)、食料自給率の低下73%(S40)→41%(H20)
		地域経営計画(後期計画) 該当ページ P. 47		
担当部課	建設産業部 産業課	担当 リーダー	農業政策担当 吉 葉 由 信	

1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度	—17.5% 第35位/全36項目(農業者の所得向上)	満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度	49.5% 第21位/全36項目(農業者の所得向上)	優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの

優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標1: 担い手への農地の利用集積率(%)	21年度実績	計 画	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
	44.0%	実 績	↑ 46.80%	%	%	%	
指標2: 水田の利用率(%)	21年度実績	計 画	112.0%	114.0%	116.0%	118.0%	120.0%
	111.8%	実 績	↑ 115.20%				
指標3:		計 画					
		実 績					
指標4:		計 画					
		実 績					
指標5:		計 画					
		実 績					
指標に関する特記事項	○農地集積率とは、水田総面積に対する、認定農業者等の作付面積の割合のことをいいます。 ○水田利用率とは、水田総面積に対する、(1)水稲、(2)麦・大豆・飼料作物等、(3)その他野菜等の作付面積の割合のことをいいます。 平成22年度実績: 担い手への農地利用集積率 46.0%、水田の利用率 112.2%						

進捗状況の区分 ↑: 目標以上の成果があった →: 目標どおりの成果があった ↓: 目標に至らなかった △: 遅延・未着手等 ×: 見直し・廃止等

3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	当 初	14,291	17,980	28,170		
	決 算	17,233				

4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

5. 施策評価

後期計画における施策展開のビジョン		H25年度の狙い
自己評価(部)	H23 事後評価	戸別所得補償制度が本格的に実施される中、水田農業確立対策室・農事組合を中心に、大きな混乱もなく事業を円滑に実施できました。また、国県からの交付金等の有効活用により、水田の利用率の向上や担い手への農地の集積が目標以上に促進されました。
	H25 事前評価	圃場条件に恵まれた当町は、農業情勢等の変化、消費者のニーズ等にすばやく対応することが可能ことから、情報をいち早くキャッチし、水田農業確立対策室を中心に、関係機関が情報を共有化し一体となって農業施策を推進することにより、持続可能な農業を目指します。また、策定された「人・農地プラン」を基本に、地域の担い手に効率的かつ有効な農地集積を推進することにより生産コストの削減を目指しながら、担い手の確保・育成を行います。
総合評価(町長)	総合評価	施策傘下事務事業に係る個別指摘事項
	効果的に水田農業確立対策室、農事組合等を活用し、結果として、水田利用率、農地集積率を上げていることを評価するので、今後も国県制度の動向を注視しつつ、交付金等を効果的に活用しながら、調整水田の減少、担い手への農地集積を推進されたい。	・「水田農業確立対策室負担金」については、「条件付継続事業」とする。H23決算額及びH24決算見込額との見合いにより、予算要求時に負担金額を再精査されたい。 ・その他の施策傘下事務事業については、全て「継続事業」とする。 ・団体運営費補助にあつては、引き続き団体との協議を密にし、適切な役割分担、良好な協力関係を構築されたい。